

小金井市いじめ防止基本方針 新旧対照表

改定方針	現行方針	備考
1 基本方針策定の意義 <u>「いじめ」は、それを受けた人の人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性がある。それゆえ、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要である。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題である。</u> <u>小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできた。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきた。</u> <u>子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、子どもと共にお互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができ、まちをつくり、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現する必要がある。</u> <u>以上のことを踏まえ、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下</u>	1 基本方針策定の意義 <u>いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。</u> <u>小金井市では、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができるように「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできた。</u> <u>「いじめのないまち 小金井宣言」</u> <u>未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。</u> 一 <u>こころをつなぎ「いじめゼロ」をめざします。</u> 一 <u>がまんをしないで相談します、相談させます。</u> 一 <u>ねばりよく、かけがえのない命を守ります。</u> 一 <u>いじめをしない、させない勇気を持ちます。</u> <u>小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健</u>	いじめ防止対策推進条例の前文を踏まえた規定への変更及び語句の整備

「市」という。)、小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校、家庭、市民及び関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)、東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号)、小金井市いじめ防止対策推進条例(令和2年条例第33号。以下「条例」という。)等に基づき、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、ここに小金井市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を定める。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための道

やかに育つことができるように、全力で取り組むことを誓います。

平成24年10月1日

小金井市

小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市(以下「市」という。)、小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)や東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号)、小金井市いじめ防止対策推進条例(令和2年条例第33号)等に基づき、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

ア いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための

語句の整備

語句の整備及び児童等の意

<u>徳科授業及び児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促し、児童等が意見を持ち、表明でき、そうした意見が尊重される学校を目指す。</u> (2) 省略 (3) 教員の指導力の向上と組織的対応 <u>学校一丸となって取り組む。</u> いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により<u>いじめ問題の解決を図る。</u> (4) <u>家庭・地域・関係機関と連携した取組</u> <u>地域社会総掛かりで取り組む。</u> いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、<u>家庭や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組むものとする。</u> 保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、<u>学校におけるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。</u> 5 学校における取組 (1) 省略 (2) 組織等の設置 ア 省略	<u>取組として道徳の時間、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促す。</u> (2) 省略 (3) 教員の指導力の向上と組織的対応 ア <u>学校一丸となって取り組む。</u> いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。 (4) <u>保護者・地域・関係機関と連携した取組</u> ア <u>地域社会総掛かりで取り組む。</u> いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、<u>保護者や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。</u> 保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、<u>学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。</u> 5 学校における取組 (1) 省略 (2) 組織等の設置 ア 省略	見に係る規定の追加 語句の整備 同上
---	--	---

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を<u>設置し</u>、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。	イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を<u>設け</u>、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。	語句の整備
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組 学校は、市、教育委員会及び関係機関と<u>連携し</u>、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。	(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組 学校は、市、教育委員会及び関係機関と<u>連携して</u>、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。	同上
ア 未然防止 (ア) 省略 (イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による<u>いじめ</u>を行わない態度・能力の育成 (ウ) } 省略 (カ) }	ア 未然防止 (ア) 省略 (イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、<u>いじめ</u>を行わない態度・能力の育成 (ウ) } 省略 (カ) }	同上
イ 早期発見 (ア) 省略 (イ) <u>全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化月間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備</u>	イ 早期発見 (ア) 省略 (イ) <u>定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童等がいじめを訴えやすい体制の整備</u>	アンケート調査実施時期の明確化
(ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談等の窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備 (エ) 省略	(ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備 (エ) 省略	語句の整備
ウ 早期対応 (ア) <u>いじめを発見した場合又はいじめの報告を受け</u>	ウ 早期対応 (ア) <u>いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で</u>	規定の整備

た場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応 (イ) <u>聴き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認</u> (ウ) } 省略 (エ) } (オ) <u>教育的配慮の下、いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等の実施</u> (カ) } 省略 (キ) } (ク) } エ <u>重大事態への対処</u> <u>重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、学校は教育委員会と連携して5(2)アに規定する組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</u>	抱え込まない速やかな組織的対応 (イ) <u>聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認</u> (ウ) } 省略 (エ) } (オ) <u>教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導</u> (カ) } 省略 (キ) } (ク) } エ <u>重大事態への対処</u> (ア) <u>いじめられた児童等の安全の確保</u> (イ) <u>いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保</u> (ウ) <u>関係機関、専門家等との相談・連携</u> (エ) <u>いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携</u> (オ) <u>重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力</u> (カ) <u>重大事態発生について教育委員会への報告</u> (キ) <u>重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力</u>	語句の整備 規定の整備 新設規定「7 重大事態への対処」に移行
6 市・教育委員会における取組 (1) いじめの防止等のための組織づくり ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置 市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、<u>小金</u>	6 市・教育委員会における取組 (1) いじめの防止等のための組織づくり ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置 市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「小	語句の整備

<u>井市いじめ問題対策連絡協議会</u>（以下「<u>連絡協議会</u>」という。）を置く。<u>連絡協議会</u>の主な所掌事項は次のとおりとする。 (ア) } (イ) } 省略 (ウ) } イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置 教育委員会は、<u>連絡協議会</u>との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、<u>条例で定めるところにより</u>、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される<u>小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会</u>を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。 (ア) } (イ) } 省略 (ウ) } ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、<u>条例で定めるところにより</u>、市長の附属機関として、<u>小金井市いじめ問題調査委員会</u>を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。 (2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底 <u>教育委員会は、小金井市子どもの権利に関する条例を教育委員会の教育施策に位置付け、児童等、家庭及び市民に周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。</u>	<u>金井市いじめ問題対策連絡協議会</u>」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。 (ア) } (イ) } 省略 (ウ) } イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置 教育委員会は、<u>小金井市いじめ問題対策連絡協議会</u>との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される「<u>小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会</u>」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。 (ア) } (イ) } 省略 (ウ) } ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、<u>法第30条第2項の規定に基づき</u>、市長の附属機関として、「<u>小金井市いじめ問題調査委員会</u>」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。 (2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底 <u>教育委員会は小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を教育委員会の教育施策に位置付け、その周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。</u>	語句の整備 規定及び語句の整備 語句の整備
---	---	--

(3) いじめの防止等に関する取組 ア 省略 イ 関係機関との情報共有や連携 警察、児童相談所、<u>こども家庭センター</u>、医療機関、 市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や 連携を図る。 ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者 の確保等 教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題 等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じて いく。また、心理又は福祉の専門的な<u>知識をもつスク ールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー</u> を確保し、学校に派遣する。 エ 省略 オ 啓発活動 いじめの防止等に向けて、児童等、<u>家庭及び市民</u> に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。 カ いじめの防止等のための調査研究の実施 生活指導主任研修会、人権教育推進委員会等と連 携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研 究、検証等を行い、その成果を普及する。	(3) いじめの防止等に関する取組 ア 省略 イ 関係機関との情報共有や連携 警察、児童相談所、<u>子ども家庭支援センター</u>、医 療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情 報共有や連携を図る。 ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者 の確保等 教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ 問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を 講じていく。また、心理又は福祉の専門的な<u>知識を 持つスクールカウンセラー及びスクールソーシャ ルワーカー</u>を確保し、学校に派遣する。 エ 省略 オ 啓発活動 いじめの防止等に向けて、児童等、<u>保護者及び地 域</u>に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。 カ いじめの防止等のための調査研究の実施 <u>6月、11月及び2月を「いじめ防止対策強化月 間」として、定期的な調査を行う。</u>また、<u>生活指導 主任研修会、人権教育推進委員会と連携し、年間を 通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を 行い、その成果を普及する。</u>	語句の整備 同上 同上 規定の整備
(4) <u>重大事態への対処</u> <u>学校において重大事態が発生した場合、7 重大事 態への対処に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題 対策委員会は、学校及び教育委員会と連携して当該重 大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行 う。</u>	(4) <u>重大事態への対応</u> <u>ア 支援及び調査と情報の提供</u> <u>小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学 校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を 派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じてい くことを指示する。また、当該報告に係る事案につ いて必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査</u>	新設規定「7 重大事態への 対処」に移行

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項に基づき、次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(イ) 児童生徒が自殺を企図した場合

(ロ) 身体に重大な被害を負った場合

(ハ) 金品等に重大な被害を被った場合

(ニ) 精神性の疾患を発症した場合など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席することとは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、当該児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 学校における重大事態への対処

ア いじめられた児童等の安全の確保

結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

規定の追加

イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

ウ 重大事態発生について教育委員会へ報告

エ 関係機関、専門家等との相談・連携

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力

キ 重大事態の調査結果についての6(1)ウに規定する市長の調査（再調査）への協力

(3) 市・教育委員会における重大事態への対処

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生した重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。